

新潟県立長岡屋内総合プール規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第54号

新潟県立長岡屋内総合プール規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県立長岡屋内総合プール（以下「屋内総合プール」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属設備)

第2条 条例第8条第1項の規則で定める附属設備は、別表に掲げるものとする。

(使用者の遵守事項)

第3条 条例第8条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる事項については、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 使用目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 使用する権利を他の者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は使用する条例第8条第1項に規定する施設等を他の者に使用させないこと。

(3) 現状を変更しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が定める事項

(利用料金の基準額)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める施設等は別表に掲げるものとし、同条第3項の規則で定める額は同表に定める額とする。

(利用料金の免除)

第5条 条例第11条の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第14条の規定により、知事が使用料の全部又は一部を免除した場合（第7条第2項第5号の規定により免除した場合を除く。） 利用料金に当該免除の割合を乗じて得た額

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 指定管理者が適当と認める額

(利用料金の還付)

第6条 条例第12条ただし書の規則で定める事由は使用者の責めに帰することができないことにより使用ができなくなった場合とし、当該事由により還付する額は既に納めた利用料金の額の全額とする。

(使用料の免除)

第7条 条例第14条の規定により、使用料の全部を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県が主催する事業のために使用する場合

(2) 条例別表第1備考3に規定する障害者等に関する団体が主催する事業(障害者等を対象とするものに限る。)のために使用する場合

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合は、使用料の2分の1に相当する額を免除する。

(1) 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校が教育課程に基づく教育活動（課外活動に限る。）のために使用する場合

(2) 幼保連携型認定こども園が課外活動のために使用する場合

(3) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は高等専門学校で構成される学校体育を統括する団体が主催する事業のために使用する場合

(4) 知事が承認した水泳競技を統括する団体が主催する事業のために使用する場合

(5) 知事が承認した競技者が使用する場合

3 前2項に定めるもののほか、県内の市町村が主催する事業のために使用する場合は、使用料の10分の3に相当する額を免除する。

4 前3項に定めるもののほか、知事が特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 条例第15条ただし書の特別の理由は使用者の責めに帰することができないことにより使用ができなくな

った場合とし、当該理由により還付する額は既に納めた使用料の額の全額とする。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 条例第18条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 屋内総合プールの管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(管理の細則)

第10条 条例及びこの規則に定めるもののほか、屋内総合プールの管理に関し必要な事項は、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区 分	単 位	基準額（円）
電光表示装置設備	1時間につき	1,030
放送設備		510
照明設備（通常の2倍の明るさで使用する場合）		1,030
照明設備（通常の3倍の明るさで使用する場合）		2,060
競泳競技用備品	一式1時間につき	1,030
アーティスティックスイミング競技用備品		1,030
水球競技用備品		1,030
水中モニターシステム		1,030
スパッティング	1時間につき	510

別記様式（第9条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地

申請者 団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

Ⓢ

新潟県立長岡屋内総合プールの指定管理者の指定を受けたいので、新潟県立長岡屋内総合プール条例第18条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他知事が必要と認める書類